

平成29年第4回

中津川市議会（定例会）議案

平成29年8月30日

平成29年第4回中津川市議会（定例会）議案目次

議第90号	中津川市税条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
議第91号	農村地域工業等導入促進法に係る中津川市固定資産税の特例に関する条例の廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
議第92号	中津川市分担金条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
議第93号	中津川市市営住宅条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・ 19
議第94号	中津川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
議第95号	中津川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・ 22
議第96号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・ 23
議第97号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・ 24
議第98号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・ 25
議第99号	財産の取得について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
議第100号	財産の取得について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
議第101号	財産の処分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
議第102号	市道路線の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
議第103号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
議第104号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

議第105号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	33
議第106号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	34
議第107号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	35
議第108号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	36
議第109号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	37
議第110号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	38
議第111号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	39
議第112号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	40
議第113号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	41
議第114号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	42

議第90号

中津川市税条例の一部改正について

中津川市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年8月30日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

地方税法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市税条例の一部を改正する条例

中津川市税条例（昭和26年中津川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第12条中「延長の」を「延長が」に改める。

第17条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第26条第4項中「第28条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第28条の2第1項の規定による申告書

(2) 第28条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第26条第6項中「第28条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第28条の2第1項の規定による申告書

(2) 第28条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第26条の10第1項中「第26条第4項の申告書」を「第26条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡

所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第32条の7第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「当該提出期限」を「、当該提出期限」に、「年7.3パーセント」を「、年7.3パーセント」に、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第32条の9第1項中「法第321条の12」を「、法第321条の12」に、「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書」を「（当該増額更正」に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第40条の2第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「及び第349条の3の4から第349条の5まで」に、「前7項」を「前各項」に改める。

第40条の2の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第40条の3 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

第42条の2の見出し及び同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第42条の3の見出し及び同条第1項中「あん分の」を「按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に、「乗じて」を「準じて」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第55条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第55条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第55条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第4条の4第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第7条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第9条中「、第15条の2又は第15条の3」を「から第15条の3の2まで」に、「若しくは」を「、「若しくは」に、「、第15条の2若しくは第15条の3」を「から第15条の3の2まで」に改める。

附則第9条の2第5項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第1

5条第32項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第11項を削り、同条第12項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第13項を第14項とし、第11項の次に次の2項を加える。

12 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第9条の3に次の2項を加える。

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第15条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

- 5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度

分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第15条の2を次のように改める。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第15条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第67条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第69条及び第70条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第12条の規定の適用については、同条中「納期限の延長があったときは、その延長された納期限」とあるのは、「附則第15条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該納期限の延長があったときは、その延長された納期限」とする。

附則第15条の3第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第26条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第26条第4項ただし書の規定の適用がある場合

- (2) 第26条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第16条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第17条の3の2第4項中「第28条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（」に、「ものに限り、その時まで提出された第28条の3第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例摘要配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第28条の2第1項の規定による申告書

(2) 第28条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第17条の3の3第4項中「第28条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（」に、「もの及びその時まで提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第28条の2第1項の規定による申告書

(2) 第28条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

附則第17条の3の3第6項中「第28条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。)」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附則第27条中「第28項、第32項、第37項、第42項」を「第27項、第31項、第39項、第42項、第44項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第17条第2項及び附則第4条の4第1項の改正規定並びに次条第2項の規定
平成31年1月1日

(2) 附則第5条の規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の中津川市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の中津川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第32条の7第3項及び第5項並びに第32条の9第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第32条の7第3項又は第32条の9第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成

29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第40条の2第8項及び附則第9条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（第4項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第40条の3の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例第42条の3第2項及び第55条の2の規定は、平成28年4月1日以後に新たに発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額に

ついて不足額があることを中津川市税条例第67条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（中津川市税条例第69条及び第70条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

（中津川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 中津川市税条例等の一部を改正する条例（平成26年中津川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第66条及び新条例」を「中津川市税条例第66条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第66条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第66条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第66条第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第15条第1項	第66条	中津川市税条例等の一部を改正する条例（平成26年中津川市条例第22号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6

		条の規定により読み替えて適用される第66条
附則第15条第1項の表 第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第66条の規定により読み替えて適用される第66条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第15条第1項の表 第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則第66条の規定により読み替えて適用される第66条第2号ア(ウ)a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第15条第1項の表 第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第66条の規定により読み替えて適用される第66条第2号ア(ウ)b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(中津川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 中津川市税条例等の一部を改正する条例（平成28年中津川市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(中津川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 中津川市税条例等の一部を改正する条例（平成26年中津川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の表新条例附則第15条第1項の表第66条第2号アの項の項の左欄及び中欄中「第66条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附則第1条第4号中「及び第2条の規定並びに」を「の規定及び」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 第2条の規定 中津川市税条例の一部を改正する条例（平成29年中津川市条例第 号）附則第1条本文に規定する日

議第91号

農村地域工業等導入促進法に係る中津川市固定資産税の特例に関する条例
の廃止について

農村地域工業等導入促進法に係る中津川市固定資産税の特例に関する条例を廃止する
条例を次のように制定するものとする。

平成29年8月30日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

農村地域工業等導入促進法の改正に伴い、この条例を定めようとする。

農村地域工業等導入促進法に係る中津川市固定資産税の特例に関する条例を
廃止する条例

農村地域工業等導入促進法に係る中津川市固定資産税の特例に関する条例（昭和58年中津川市条例第8号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（中津川市企業立地促進条例の一部改正）

第2条 中津川市企業立地促進条例（昭和62年中津川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

議第92号

中津川市分担金条例の一部改正について
中津川市分担金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年8月30日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

土地改良法の一部改正等に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市分担金条例の一部を改正する条例

中津川市分担金条例（平成12年中津川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第224条及び」を「第224条並びに」に改め、「及び独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）附則第8条第2項」を削る。

第3条第1項中「、事業に要する経費の額に」及び「率を乗じて得た」を削り、同条第2項中「第113条の2第2項」を「第113条の3第2項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第1条、第3条関係）

事業名	額
県営土地改良事業	事業に要する経費の額に岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和33年岐阜県条例第4号）第4条第1項の表に定める率を超えない範囲内で市長が定める率を乗じて得た額
団体営土地改良事業	事業に要する経費の額に国又は県から交付を受けた補助金の額を除いた額を超えない範囲内で市長が定める額
国庫災害復旧事業	
県単独土地改良事業	事業に要する経費の額に県から交付を受けた補助金の額を除いた額を超えない範囲内で市長が定める額
市単独土地改良事業	事業に要する経費の額に100分の50を超えない範囲内で市長が定める率を乗じて得た額
林道事業	事業に要する経費の額に国又は県から交付を受けた補助金の額を除いた額を超えない範囲内で市長が定める額
林地崩壊防止事業	
樹園地造成事業	事業に要する経費の額に県から交付を受けた補助金の額を除いた額を超えない範囲内で市長が定める額
草地造成事業	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、土地改良法等の一部を改正する法律（平成29年法律第39号）附則第1条本文に規定する政令で定める日から施行する。

議第93号

中津川市市営住宅条例の一部改正について

中津川市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年8月30日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市市営住宅条例の一部を改正する条例

中津川市市営住宅条例（平成9年中津川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第10条」を「第11条」に改める。

第12条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第14条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第37条及び第38条中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第94号

中津川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、次の者を中津
川市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

平成29年8月30日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市中津川	鈴木 富之

議第95号

中津川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項
の規定により、次の者を中津川市教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成29年8月30日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市花戸町	小栗 仁志

議第96号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

平成29年8月30日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市中津川	今井 文夫

議第97号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

平成29年8月30日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市茄子川	池田 香代子

議第98号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

平成29年8月30日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市加子母	古田 甲

議第99号

財産の取得について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

平成29年8月30日提出

中津川市長 青山節児

- | | | | |
|---|-----------|--|----|
| 1 | 財産の種別及び数量 | 消防ポンプ自動車（CD-I型） | 1台 |
| 2 | 取得金額 | 20,088,000円 | |
| 3 | 取得の相手方 | 岐阜市金園町3丁目25番地
株式会社ウスイ消防
代表取締役 臼井 潔 | |

議第100号

財産の取得について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

平成29年8月30日提出

中津川市長 青山節児

- | | |
|-------------|---|
| 1 財産の種別及び数量 | 高規格救急自動車 2台 |
| 2 取得金額 | 60,696,000円 |
| 3 取得の相手方 | 岐阜市東興町1番地
岐阜日産自動車株式会社
法人営業室 室長 熊崎 靖 |

議第101号

財産の処分について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第3条の規定により、次のとおり財産を処分したいので、議会の議決を求める。

平成29年8月30日提出

中津川市長 青山節児

1 物件の表示

所在地	地目	面積（平方メートル）
中津川市田瀬字上田瀬125番3	学校用地	44,524

2 売払い金額 42,712,000円

3 売払いの相手方 東京都港区高輪3丁目11番3号

イハラサイエンス株式会社

代表取締役社長 長尾雅司

議第102号

市道路線の変更について

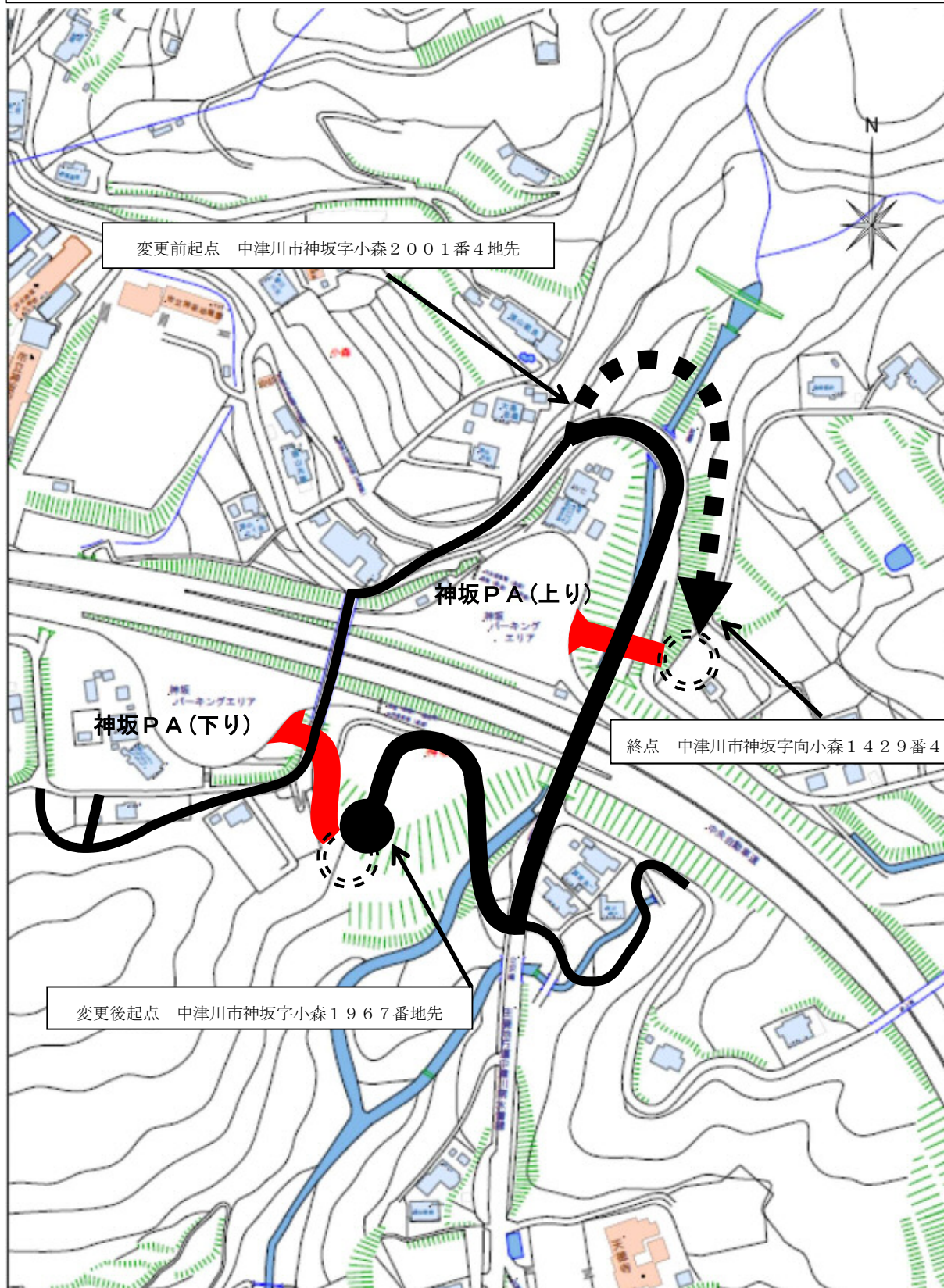
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、次の市道路線を変更したいので、議会の議決を求める。

平成29年8月30日提出

中津川市長 青山節児

路線番号	路線名	前後 の別	起	点
			終	点
6044	神坂44号線	前	中津川市神坂字小森2001番4地先	
			中津川市神坂字向小森1429番43地先	
		後	中津川市神坂字小森1967番地先	
			中津川市神坂字向小森1429番43地先	

位置図 縮尺 1/2500 (資料)



路線番号	路線名	道路延長(m)		道路幅員(m)	凡例
6044	神坂44号線	変更前	210.00	4.30~17.00	
		変更後	1253.00	4.30~30.00	

議第103号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成29年8月30日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市北部体育館 中津川市千旦林1573番地の45
	中津川市坂本北運動広場 中津川市千旦林字北原地内
指定管理者	中津川市千旦林1573番地の45 中津川市北部体育館グラウンド管理委員会
指定期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

議第104号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成29年8月30日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市坂下総合体育館 中津川市坂下1512番地1
指定管理者	中津川市坂下1512番地1 特定非営利活動法人 やさかイキイキ倶楽部
指定期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

議第105号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成29年8月30日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川公園 中津川市茄子川字中垣外地内
	中津川市東美濃ふれあいセンター 中津川市茄子川1683番地の797
指定管理者	中津川市茄子川1683番地の1031 特定非営利活動法人 中津川市体育協会
指定期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

議第106号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成29年8月30日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市中津川文化会館 中津川市かやの木町2番2号
指定管理者	中津川市かやの木町2番2号 一般社団法人 中津川市文化協会
指定期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

議第107号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成29年8月30日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市有機センターひるかわ 中津川市蛭川1835番地2
指定管理者	中津川市蛭川1835番地2 農事組合法人 蛭川村有機堆肥生産組合
指定期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

議第108号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成29年8月30日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市中の島公園ふれあい施設 中津川市阿木字木實地内
指定管理者	中津川市阿木2897番地の1 株式会社 阿木レイクサイド
指定期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

議第109号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成29年8月30日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市地域活性化センター 中津川市神坂347番地の6
指定管理者	中津川市神坂347番地の6 湯舟の館運営組合
指定期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

議第110号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成29年8月30日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市ふれあい牧場 中津川市落合字横挽地内
指定管理者	中津川市落合314番地の15 株式会社 七ツ平高原
指定期間	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

議第111号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成29年8月30日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市加子母温泉スタンド 中津川市加子母767番地
指定管理者	中津川市加子母6433番地 夢を拓く会
指定期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

議第112号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成29年8月30日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市川上地域特産品生産施設 中津川市川上1849番地3
指定管理者	中津川市川上1849番地3 かわうえ手づくり組合
指定期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

議第113号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成29年8月30日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	椈の湖自然公園 中津川市坂下2138番地11
	椈の湖ふれあい村 中津川市上野（椈の湖周辺、松山地区32ヘクタール）
指定管理者	中津川市上野589番地17 一般財団法人 椈の湖ふれあい村
指定期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

議第114号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成29年8月30日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	福岡ローマン渓谷オートキャンプ場 中津川市福岡1017番地1
指定管理者	中津川市福岡1017番地1 福岡ローマン渓谷オートキャンプ場組合
指定期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで